

令和7年6月17日

ふるさと納税の指定基準の改正等について

市町村税課

① 「広報目的基準」の明確化

現状

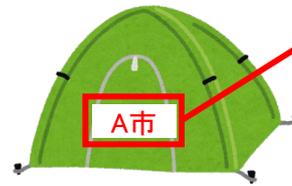
- 区域外で製造された製品等について、市町村名等が記載されているだけで、「広報目的基準」を満たす返礼品として認められ得る仕組み

本来、広報目的の返礼品として想定されるもの



ゆるキャラのぬいぐるみ等

広報目的といえるか疑義が生じているもの



団体のロゴ



見直し案 <R8指定(R8年10月)から適用>

- 広報に活用されているかの判断基準として、下記のような条件を設定する（①・②の「広報の目的」には、返礼品の提供は含まない）。
 - ① 直近1年間において、地方団体が、広報の目的で自ら調達・配布・販売を行った実績があり、かつ、指定対象期間における返礼品提供数がその配布・販売の実績数量を超えないこと。
 - ② 指定対象期間において、地方団体が、当該対象品目を広報の目的で自ら調達・配布・販売する計画を定めていること。

告示改正(案)(①関係)

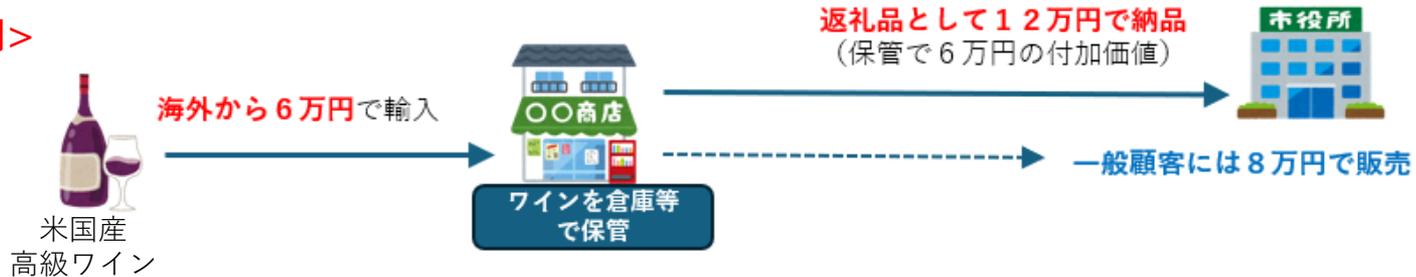
改正後	改正前
<p>第五条</p> <p>五 地方団体の広報の目的で<u>製造等</u>がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、<u>次のいずれにも該当する</u>ものであること。</p> <p><u>イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの</u></p> <p><u>ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績(返礼品等の提供によるものを除く。)があるもの</u></p> <p><u>ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画(返礼品等の提供によるものを除く。)を定めているもの</u></p> <p><u>ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの</u></p>	<p>第五条</p> <p>五 地方団体の広報の目的で<u>生産</u>された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、<u>形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白な</u>ものであること。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

② 返礼品等の調達費用の妥当性確保

現状

- 返礼品等の確認事務において、地方団体による返礼品等の調達費用について、返礼品取扱事業者等が一般に販売する小売価格に比べ相当程度高額なケースがあることが確認された。

<例>



地方団体区域内で過半の付加価値が発生していると説明できるよう地方団体への納品価格を上げているのではないかと疑われる事例あり。上記の例では、付加価値＝地方団体納品価格12万円－海外輸入価格6万円。

見直し案 <R8指定(R8年10月)から適用>

- 「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、一般販売価格も併せて記載することとし、それらの内容を公表。

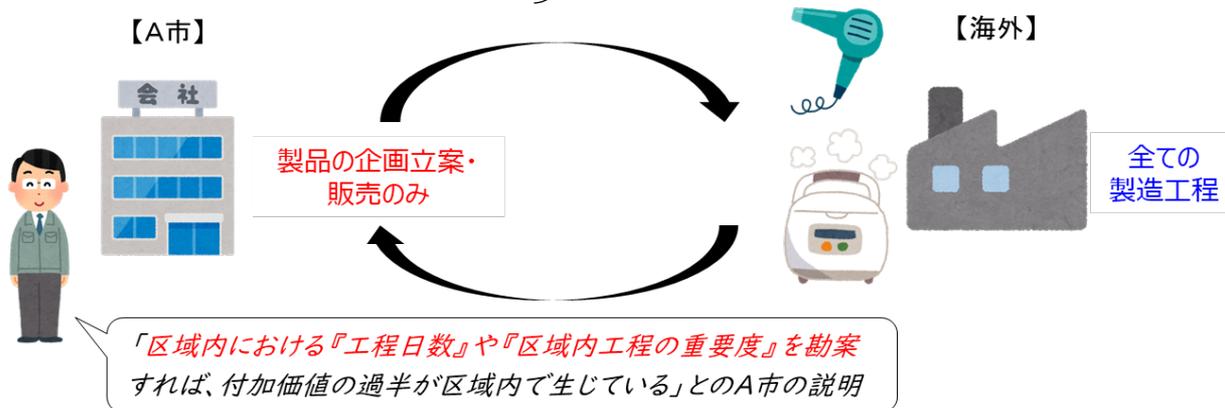
- 併せて、返礼品等の調達費用について、「合理的な理由なく、一般販売価格より高額で調達することがないようにすること」を別途通知予定。

③ 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応(過半)の付加価値が生じている」ことを要件。
- 付加価値の算出方法は地方団体により様々となっているための以下のような課題あり。
 - ・ 同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張できる
 - ・ 真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

（疑義のある付加価値算出方法の例）



見直し案

＜R8指定(R8年10月)から適用＞

- 付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする。
- 製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が価値の過半が区域内で生じたことを証明するとともに、返礼品提供開始日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表。

告示改正(案) (②③関係)

改正後	改正前
<p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程(イ及び第五号において「製造等」という。)を行うことにより<u>当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。</u></p> <p>イ <u>当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明(ロにおいて「証明」という。)</u>が、総務大臣の定めるところにより、<u>当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの</u></p> <p>ロ <u>当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの</u></p>	<p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち<u>主要な部分</u>を行うことにより<u>相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。</u></p> <p>イ <u>食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの</u></p> <p>ロ <u>製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの</u></p>

④ 募集費用の透明性の向上

現状

- ふるさと納税の規模拡大に伴い、返礼品調達費用やポータルサイト事業者等への手数料など、ふるさと納税の募集に要する費用も5千億円を超える規模となっている。

参議院・総務委員会の委員会決議(R7.3.31)

「ポータルサイトの運営事業者に対して地方公共団体が支払う手数料等の募集に要する費用が増加していることに鑑み、制度の趣旨をゆがめる不適切な運用などがないか調査すること」

見直し案

<R7年度の募集費用(R8年9月に公表)から適用>

- 更なる透明化を促進するため、地方団体が、「1支払先あたり100万円以上」の募集費用について、その支払先・支払額・支払目的を公表。

<公表様式>

支払先		支払額(千円)及び支払目的							備考
氏名 名称	住所 所在地	調達	送付	広報	決済	事務	その他	合計	
A社	〇〇県〇〇市・・・	△△	△△		△△			△△	
									寄附受入総額
募集に要した金額(総額)		△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△

※ 支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。

※ 備考欄には、支払額及び支払目的を補足するために必要と考えられる事項(契約条件等)を記載することができる。

告示改正(案) (④関係)

改正後	改正前
<p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二(地方団体が食品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。)を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」という。))として提供する場合には、次の各号)のいずれにも該当することとする。</p> <p><u>二の二 指定対象期間の初日の属する年度の前年度において募集費用として一の者に支払った額(一の者に複数の支払を行ったときは、その合計額)が百万円以上であるときは、当該指定対象期間の初日の前日までに、総務大臣の定めるところにより、その支払先の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を作成し、公表すること。ただし、支払先が個人であるときは、公表について当該個人の同意がある場合を除き、当該個人の氏名及び住所に代えて、これらを公表しない旨を記載すること。</u></p>	<p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号及び第二号(地方団体が食品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。)を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」という。))として提供する場合には、次の各号)のいずれにも該当することとする。</p> <p>[新設]</p>

⑤ 返礼品確認事務の効率化

現状

- 返礼品等の確認件数は約100万件(R6年度指定時)を超えている。
- 一部の地方団体等からは確認事務の効率化・簡素化に係る要望が挙がっている。
- 現行制度上、総務大臣が指定に関し支障がないと認める団体については、**確認事務に必要な書類の一部を提出不要とすることを可能とする省令規定があるが、現状、適用していない。**

見直し案

＜R8指定(R8年10月)から適用＞

通知発出による対応

- 地方団体の事務負担軽減・返礼品提供の円滑化のため、R7返礼品の事前確認において基準不適合等がなかった団体(R6年度約1,200団体)について、R8指定手続から一部書類の提出を省略(返礼品の事前確認を行わない)。
- 返礼品等の基準適合性を確認するため、総務省において、一部団体を抽出調査するほか、基準適合性に疑いのある返礼品等に係る「通報窓口」を設置。